長久手市物品売買契約約款

平成１５年　５月２８日一部改正
平成１８年　４月　１日一部改正
平成２０年　４月　１日一部改正
平成２０年　６月　１日一部改正
平成２１年　４月　１日一部改正
平成２２年　４月　１日一部改正
平成２３年　４月　１日一部改正
平成２４年　１月　４日一部改正
平成２５年　４月　１日一部改正
平成２６年　４月　１日一部改正
平成２８年　４月　１日一部改正
平成２９年　４月　１日一部改正
令和　２年　４月　１日一部改正
令和　２年１２月２５日一部改正

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、契約書記載の物品売買契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に従い、これを履行しなければならない。

（当然履行義務）

第２条　受注者は、この契約について契約書及び仕様書に明示されていない事項でも履行上当然に必要な事項については、発注者の指示に従い受注者の負担で履行するものとする。

（守秘義務）

第２条の２　受注者は、この契約の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約終了後においても同様とする。

（権利義務の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（検査）

第４条　発注者は、受注者から物品の納入があったときは、１０日以内に受注者の立会いのもとにこれを検査し、合格と認めたものに限り引渡しを受けるものとする。

２　検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗、毀損したものは、すべて受注者の負担とする。

３　検査は、物品の総量の一部を検査することにより、全部の成績の適否を判定する方法によることができる。

４　受注者は、検査に合格しない物品については、発注者の指定する期間内に物品の取替えを行い、再検査を受けなければならない。

（所有権の移転、引渡し及び危険負担）

第５条　物品の所有権は、検査に合格したときに受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。

２　前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。

（契約代金の支払）

第６条　受注者は、第４条第１項の検査に合格したときは、書面をもって契約代金の支払を請求する

ものとする。
２　発注者は、前項の支払請求書を受理した日から３０日以内（その末日が法令の規定により定められた金融機関の休日に当る時は、その日以降最初の金融機関の休日以外の日を当該期間の末日とみなす。）に代金を受注者に支払わなければならない。
（契約内容の変更等）
第７条　発注者は、必要があると認めたときは、契約内容を変更し、又は納入を一時中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定める。
２　前項の場合において、変更又は納入の一部中止が発注者の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。
（受注者の請求による納入期限の延長）
第８条　受注者は、天災その他その責めに帰することができない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって納入期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。
２　特定の日時又は一定の期間内に納入しなければ、発注者がこの契約をした目的を達することができず、かつ、納入期限を延長しても、この目的を達するのに足りる納入がされる見込みがないときは、前項の規定を適用しない。
（契約不適合）
第９条　発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
２　前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
⑴　履行の追完が不能であるとき。
⑵　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
⑶　物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその期間を経過したとき。
⑷　前３号に掲げる場合のほか、発注者が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないとき。
３　第２項において受注者が負うべき責任は、第４条の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
４　物品がその種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときの、履行の追完の請求、契約代金減額の請求、損害賠償の請求及び解除権の行使は、物品納入後１年以内に行わなければならない。ただし、その不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、これらの請求及び解除権の行使を行うことのできる期間は１０年とする。
（発注者の解除権）
第１０条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

⑴　所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。
⑵　発注者の行う検査等に際し、その職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
⑶　正当な理由なく、第９条の履行の追完がなされないとき。
⑷　前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき（但し、契約違反が軽微であるときを除く）。

２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないで、契約の全部又は一部を解除することができる。
⑴　第３条の規定に違反し、この契約により生ずる権利を譲渡したとき。
⑵　納入期限までに納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
⑶　物品に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないものであるとき。
⑷　受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
⑸　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
⑹　物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
⑺　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

３　発注者は、前２項の規定により契約を解除したとき（物品の全部の引渡しを受けなければ契約の目的が達せられないときを除く。）は、納入部分で検査に合格したものの引渡しを受けるものとし、当該納入部分に相応する契約代金を受注者に支払うものとする。

（談合その他不正行為に係る無催告解除）

第１０条の２　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。
⑴　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第２０条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第１７条の２又は第２０条第１項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
⑵　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第７条の２第１項（第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び第７条の９第１項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。
⑶　公正取引委員会が、受注者に独占的状態があったとして独占禁止法第８条の４第１項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
⑷　受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。
⑸　受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各

号のいずれかに該当した場合に適用する。

（暴力団等排除に係る無催告解除）

第１０条の３　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

⑴　法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

⑵　暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

⑶　法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

⑷　法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑸　法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑹　法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

２　受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（損害賠償請求等）

第１１条　次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

⑴　納入期限までに納入を完了することができないとき。

⑵　第９条に規定する契約不適合があるとき。

⑶　第１０条、第１０条の２又は第１０条の３の規定により、この契約が解除されたとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、前項第３号に該当するものとみなす。

⑴　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

⑵　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

⑶　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項第１号の場合において、発注者は、遅延日数に応じ、未履行部分相当額（１，０００円未満の端数金額及び１，０００円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。以下「遅延防止法」という。）第８条の規

定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を請求することができるものとする。
４　前項の損害金に１００円未満の端数があるとき又は損害金が１００円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。
５　発注者の責めに帰すべき理由により、第６条第２項の規定による契約代金の支払が遅れたときは、受注者は遅滞日数に応じ未受領金額に対し、契約日における遅延防止法第８条の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
（発注者の解除権の例外）
第１２条　発注者は、第１０条、第１０条の２、及び第１０条の３に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。
２　第１０条第３項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
３　発注者は、第１項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。
（受注者の解除権）
第１３条　受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により契約を履行することができなくなったときは、契約を解除することができる。
２　第１０条第３項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。
（解除の通知）
第１４条　発注者又は受注者は、第１０条から第１０条の３まで、及び第１２条から前条までにより契約を解除するときは、遅滞なくその旨を相手方に通知しなければならない。
（妨害等に対する報告義務等）
第１５条　受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。
２　受注者が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の市への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、市の調達契約からの排除措置を講じることがある。
（紛争の処理）
第１６条　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
（補則）
第１７条　この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、長久手市契約規則の定めるところによるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。